

利賀ダム建設事業監理委員会 規約

(名 称)

第1条 本会の名称は「利賀ダム建設事業監理委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、利賀ダム建設事業全般における実施状況等について確認を行い、事業費及び工程管理のより一層の充実を図るため、第三者の意見を求める機関として委員会を設置し、事務局に対し意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

第3条 委員会では、下記の事項について検討を行う。

- ① 事業の実施状況等に関する事項
- ② コスト縮減に関する事項
- ③ その他、委員会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 委員会は、別表－1に掲げる委員により構成するものとし、利賀ダム工事事務所長が委嘱する。

- 2 委員会にはオブザーバーを置くことができる。

(委 員 会)

第5条 委員会には委員長を置くものとし、委員長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 委員会は、毎年、概算要求前に開催する他、委員長が必要と認めた時期において開催する。
- 5 オブザーバーは、委員長の了解を得て発言することができる。

(事 務 局)

第6条 委員会の事務局は、北陸地方整備局利賀ダム工事事務所に置く。

(そ の 他)

第7条 本規約に定めるものの他、必要な項目は委員会において別に定める。

附 則

この規約は、平成20年 7月18日から施行する。
平成29年 7月18日一部改定。
平成30年 8月 9日一部改定。
令和 2年 5月 8日一部改定。

別表－1

利賀ダム建設事業監理委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

【委員長】

氏名	所属・役職	分野
玉井 信行	東京大学 名誉教授	治水

【委員】

氏名	所属・役職	分野
川村 國夫	金沢工業大学 地域防災環境科学研究所 教授	道路全般
佐々木 靖人	国立研究開発法人 土木研究所 理事	地質
諏訪 義雄	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ グループ長	ダム水理・構造
古田 俊吉	富山大学 名誉教授	経済
江幡 光博	富山県 土木部長	行政

【オブザーバー】

氏名	所属・役職	分野
酒井 信久	富山県 企業局 次長・水道課長	共同事業者

利賀ダム建設事業監理委員会 運営要領について

利賀ダム建設事業監理委員会規約第7条に基づく、運営要領を下記のとおり定める。

1. 委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内をする。
2. 委員会における審議は原則として公開とする。
3. 撮影（テレビカメラ・スチールカメラ）は議事に入ってから、ご遠慮いただく。
4. 委員会資料は、報道関係者及び一般傍聴者にも配布する。
なお、情報公開法の不開示情報に該当すると想定される場合は、配布しない。
5. 議事要旨のとりまとめは事務局が行い、議事内容を各委員に確認のうえ、利賀ダム工事事務所HP等で公開する。
6. 報道関係から記者会見の要望があった場合は、委員長が対応する。

附 則

この規約は、平成20年 7月18日から施行する。
令和 2年 5月 8日一部改定。

利賀ダム建設事業監理委員会 設立趣意書

利賀ダムは、富山県南砺市に位置し、庄川の右支川である利賀川に平成5年度より建設を進めている多目的ダムであり、「洪水の防御」「既得用水の安定化と河川環境の保全」「工業用水の確保」を目的としている。

ダム建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理に至るまで、長い期間と多額の事業費を必要とするプロジェクトであり、全国的に、水需要の伸びの鈍化や国民の環境意識やコスト意識の高まり等の「社会情勢の変化」により、ダム事業に対して厳しい目が向けられている。

特に、事業費について、いわゆる物価増以上に大幅に増加する事業があること、国と地方の財政が厳しくなっていること等により、関係者等の関心が高まっている。一方、公共事業投資について引き続き厳しい状況が予想される中、事業者としてこれまでも増して一層のコスト縮減、工期短縮に取り組んで行くことが求められている。

このような状況の中、利賀ダム建設事業全般にわたり事業費・工程等の管理をより充実して行うため、毎年、事業の進捗状況、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について、第三者の意見を求める機関として「利賀ダム建設事業監理委員会」を設置し、事業費・工程管理の一層の充実を図るものである。